

札幌市

平成17年5月 通刊10号

福祉のまちづくり 推進会議 ニュース

障がいのある方や高齢の方、けがをしている人、妊娠中・子ども連れの人など、だれもが住みよいまちづくりを目指して

会議のあらまし

当会議は、札幌市の福祉のまちづくりに関する重要事項について審議するもので、市民からの公募委員、学識経験者、事業者、民間諸団体の代表などで構成されています。

現在の第3期推進会議では、主に福祉のまちづくり施設整備基準の改正についてを審議しています。

開催日時など

日時 平成17年3月24日(木)

14:00~16:00

場所 札幌市役所本庁舎 12階会議室

(中央区北1条西2丁目)

参加人数 17名

事務局 中田保健福祉部長 他8名

審議事項

- 1 開 会 (事務局挨拶)
- 2 札幌市福祉のまちづくり施設整備基準の改正について
 - ・事務局案提示
 - ・障がい者政策提言サポーター
平成16年度提言紹介
(福祉のまちづくり条例関係分)
- 3 閉 会



事務局からの説明事項

福祉のまちづくり施設整備基準の改正について（改正案概要）

【1. 条例の対象施設全般】

条例の整備基準対象施設について

今の基準... 不特定かつ多数の人の利用に供する部分を有する施設

改正案... 多数の人が利用し、又は主に高齢の方や、身体に障がいのある人等が利用する施設

「特定多数の人が利用する施設」や、「少数の人が利用する施設でも、高齢の方や身体に障がいのある方が利用するもの」にも条例の対象を拡大します。

点字ブロック

改正案... 使用する点字ブロックは、日本工業規格（JIS）に定める形状とします。

【2. 建築物についての基準】

手すりの点字表示

改正案... デパートや病院等の不特定多数の人が利用する施設か、主に視覚に障がいのある方が利用する施設の階段、廊下、傾斜路に設置する手すりには、点字表示を義務付けます。

点字ブロック設置基準の変更

今の基準... デパートや老人ホームなど、条例の対象になる施設全てに設置を

義務付けています。

改正案... デパート等の不特定多数の人が利用する施設や、主に視覚に障がいのある人が利用する施設に対して、設置を義務付けます。

なお、そういった施設でも、階段や傾斜路の踊場で、段や傾斜がある部分と連続して手すりを設置している場合は、設置の義務がなくなります。

整備項目「利用円滑化経路」を採用

今の基準... 出入口、廊下、階段、敷地内通路等を、個別の項目で基準を規定。

改正案... 個別の項目のほか、さらに追加して（道から建物の中の目的地までの経路に着目し）整備すべき事項を、「利用円滑化経路」として規定します。

整備すべき経路は、

- ・道から利用居室 までの経路
- ・利用居室から車いす使用者用トイレまでの経路
- ・車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

の3経路です。

利用居室... 百貨店の売り場や、病院の病室・診察室など、「多数の人が利用するか、主に高齢の方や身体に障がいがある方が利用する居室」のこと。

エレベーター設置基準

今の基準... 床面積 2,000 m²未満の建築

物のうち、一部には設置義務なし。

改正案...原則全ての建築物にエレベーター設置を義務付けます。

トイレの整備

改正案...車いす使用者用トイレは、左右どちらからでも便座に移乗できるように、便座の両側に手すりを設置するように努力する必要があります。

床面積の合計が 5,000 m²以上の、百貨店や官公庁の施設など一部の建築物で、そこに設置する車いす使用者用トイレのうち 1 以上は、オストメイト対応トイレとするよう義務付けます。

同様に、床面積の合計が 2,000 m²以上の一部の建築物については、乳児用ベッドの設置を義務付けます。

共同住宅の住戸の整備基準

今の基準...規定なし。

改正案...基準を満たすよう、努力することが必要です。

基準の例

- ・ 出入口に段を設けない
- ・ 便器は、腰掛式
- ・ 玄関の土間と上がりかまちの段差を、できるだけ小さく

【 3.公共交通機関の施設の基準】

整備項目「移動円滑化された経路」を採用

改正案...建築物の「利用円滑化経路」と

同様の考え方で、

ア 道から車両、自動車、航空機の乗降口までの経路

イ アの経路から、車いす使用者用トイレまでの経路

ウ アの経路から、車いす使用者用駐車施設までの経路

エ アの経路から、乗車券販売所、待合所、案内所までの経路を特に整備する必要があります。

トイレの整備

改正案...車いす使用者用トイレの 1 以上は、オストメイト対応トイレとします。

【 4.道路、公園、路外駐車場の整備基準】 建築物の基準の準用

道路、公園、路外駐車場に設置する階段や傾斜路の基準は、建築物の基準を準用しており、建築物の基準の改正に伴い、道路、公園、路外駐車場の階段や傾斜路の整備基準も変更されません。

【 4.その他：スロープ両側の立ち上がりについて】

改正案...当初、スロープ両側は、車いすの脱輪防止のため 5cm 立ち上げるとしたが、この高さでは脱輪以外の事故が発生する危険性を指摘されたので、別な基準の設定方法が必要。

委員からの意見

トイレ整備（建築物）について

改正案では、オストメイト対応トイレは 5,000 m²以上の一部の建築物に設置することになっているが、面積を 2,000 m²以上として、設置すべき施設の範囲を広げてもいいのでは？

スロープ両側の立ち上がりについて

- ・ 数字を具体的に明記することは大

切。しかし、「その数字さえクリアすればよい」と考える設計者もいるので、大事なはその基準の目的をしっかりと伝えること。それを踏まえて条文化すべき。

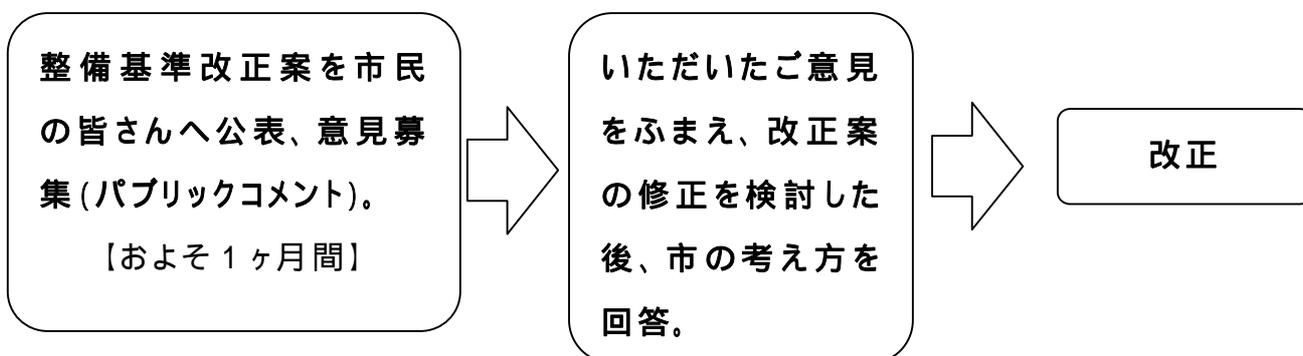
- ・ 5cm とは、あくまで最低基準。実際には 10cm でも 15cm でもいいと思う。

事務局より

今回の推進会議で、福祉のまちづくり整備基準の改正案に対し、いくつかのご意見をいただきましたので、今後いただいたご意見を反映させ、最終案としてま

とめた後、市民の皆さんに案を公表し、ご意見をいただきたいと考えております。

改正までの流れは以下のとおりです。



推進会議へのご意見をお待ちしております

推進会議にご意見がございましたら、付属の意見参加シートにご記入の上、ファクス又は郵便でお送りください。お寄せいただいたご意見につきましては、会議の運営の参考とさせていただきます。ただし、個人の意見に対する回答はいたしかねますので、ご了承ください。

お問合せ先

福祉のまちづくり推進会議事務局（札幌市保健福祉局保健福祉部高齢施設課）
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 211-2972 ファクス 218-5179
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/fukushi/>
Eメール sho.fukushi@city.sapporo.jp

意見参加シート

札幌市の福祉のまちづくりに関するご意見をお寄せください。お寄せいただいたご意見は、推進会議の審議の中で活用させていただきます。

この意見参加シートは、ファクスで送付するか、郵送してください。

送付先： 札幌市福祉のまちづくり推進会議事務局(札幌市保健福祉局保健福祉部高齢施設課)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 ファクス 218-5179